〒136-0073 東京都江東区北砂5丁目20番10-609号

孫樹斌 様

事件番号 令和4年(ワ)第8108号 司法不公正の確認請求事件 原告 孫樹斌 被告 大宇宙ジャパン株式会社

事 務 連 絡

令和4年5月11日

原告 孫樹斌 様

〒100-8920 東京都千代田区霞が関1-1-4 東京地方裁判所民事第11部と係 裁判所書記官 大 野 正 電話03-3581-5971 FAX 03-3580-5716

明。阿克克

頭書の事件について,裁判官の指示により,下記のとおり連絡をします。

記

別紙の事項について検討した結果を訴状訂正申立書及び甲号証として、それぞれ正本、副本を提出してください。

提出期限:5月25日(水)まで

事務連絡事項

1 原告の被告に対する請求の趣旨のうち、「原告の社員地位について大宇宙の解雇は無効である、復職する」と記載されている部分を、「原告が、被告に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する」と変更することを御検討ください。

なお、労働者が使用者による解雇が無効であることを主張して訴訟を 提起する場合、訴状には後者のような請求の趣旨が記載されるのが通常 です。

2 原告の被告に対する請求の趣旨のうち、「大宇宙は、原告に対し、令和 3年9月から毎月末日限りそれぞれ金416,667円及びこれらに対 する各支払日の翌日から支払い済みまで年3%の割合による金員を支払 え」と記載されている部分は、解雇後の賃金の支払を求めるものと推察 します。

もっとも、解雇後の賃金のうち、労働契約上の地位を確認する判決確定後の賃金については、判決確定後もなお賃金が支払われない特段の事情があり、あらかじめ将来請求をする必要がある(民事訴訟法135条)のでなければ訴えが不適法となると考えられています。

そこで、前記のように記載されている部分のうち、「令和3年9月から毎月末日限り」とされている部分を、「令和3年9月から本判決確定の日まで毎月末日限り」と変更することを御検討ください。

3 原告の被告に対する請求の趣旨として、「大宇宙は、被害者が2021 年9月から発生する医療費用を全額賠償すること」と記載されている部 分について、原告が被告に賠償を求める医療費用のうち、既に発生して いるものがあれば、その金額を特定してください。

4 労働契約の内容

- (1) 労働契約の締結日を主張してください。
- (2) 賃金の額を主張してください。
- (3) 賃金の締日と支払日を主張してください。
- (4) 上記事項の裏付けとなる基本的な書証として雇用契約書、労働契約書、労働条件通知書、求人票、給与明細、賃金台帳、就業規則、賃金規程等があれば、証拠として提出してください。
- 5 被告による労働契約終了の主張
 - (1) 被告が解雇を主張している場合、解雇の意思表示の日(解雇する旨を伝えられたのは何日なのか)、解雇の効力発生日(何日付けの解雇とされているのか)、解雇の種類(普通解雇、整理解雇、懲戒解雇)を明らかにしてください。
 - (2) 被告が解雇を主張しており、その主張する解雇理由が判明しているときは、これを明らかにするとともに、被告の主張に対する反論の概略を記載してください。
 - (3) 解雇通知書、解雇理由書等があるのであれば、証拠として提出してください。

以上